

令和4年（2022年）1月5日
午前9時30分～午前10時
於：高層棟4階 特別会議室
児童部子育て給付課

令和3年度 第8回政策会議 市独自の子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならない、所得制限を超える世帯等に対し、市独自で臨時特別給付金を支給しようとするものです。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和3年（2021年）11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、子育て世帯のうち、児童を養育している者の所得が、児童手当の所得制限限度額を超える世帯を除き、0歳から高校3年生までの児童1人あたり10万円相当の臨時特別給付を国費により地方自治体が行うこととなりました。

本市においては、迅速な支給や事務費の縮減が図れることから、同年12月24日に申請不要の児童手当（本則給付）受給世帯に現金10万円を一括で支給することとし、その他の申請が必要な世帯についても申請受付を随時行っているところです。

児童手当の所得制限限度額を超える世帯等、国費による支給の対象とはならない世帯についても、国の子育て世帯への臨時特別給付金の趣旨を踏まえ、市独自での給付金を支給するものです。

2 支給対象者及び支給金額

【対象児童数：13,000人 対象世帯数：8,500世帯】

国の支給要領で給付金の支給対象外となっている者で、申請日時点で本市に居住し、下表のいずれかの要件を満たす者

要件		支給金額
(1) 平成15年（2003年）4月2日から令和4年（2022年）3月31日までの間に出生した児童を養育する者のうち、ア～ウのいずれかに該当する者	ア 令和2年（2020年）中の所得が児童手当の所得制限限度額を超える者	5万円
	イ 令和3年（2021年）10月1日以降に国外から転入した児童を養育する者	10万円 ※児童手当の所得制限限度額を超える者は5万円
	ウ 配偶者からの暴力を理由として避難している者	
(2) 令和4年（2022年）4月1日に出生した児童を養育する者		

※令和4年（2022年）4月1日以降の転入者及び他市等で同様の趣旨の給付金の支給を受けている者を除く。

3 今後のスケジュール

令和4年1月 臨時議会に補正予算案を提案
2月 支給開始